

# 障害者みなさん……こんな制度を「存じ」ですか

## 手当と年金

### ○福祉手当

在宅の重度障害者で、介護が必要な方に対して支給されます。ただし、公的年金を受けている方は該当しません。

手当額(月額)……1万円

### ○特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に、重度の障害を持つ児童を監護している父母や養育者に支給されます。

手当額(月額)……1万円

### ○障害福祉年金

20歳以上の精神または身体に、

重度の障害を持つ方に支給されます。

年金額(月額)

1級……3万6千円  
2級……2万4千円

### ○障害年金

一年以上、国民年金保険料を納めている人が、病気やケガで障害者になった時にもらえます。

年金額(年額)

1級……65万5千9百円  
2級……54万7百円

ここでいう1級・2級の区別は、身体障害の級別とは違います。また、手当・年金の支給には、本人や家族の方の所得制限があり、複雑でわかりにくいと思いますが、お気軽に担当へご相談下さい。

○更生医療の給付

障害の程度を軽減し、または障害を除去するため、医療保険で治療した場合、自己負担分を公費で負担します。対象者は、身体障害を受けた18歳以上の方ですが、所得によっては自己負担があります。

○福祉医療費

重度の心身障害者の疾病または負傷について、医療保険で治療を受けた場合、その自己負担分は公費で負担します。

○老人医療の適用

老人医療は、一般に70歳を超えると適用され、医者にかかっても無料ですが、次の障害者の方については、これが65歳から適用されます。

「身体障害1級・4級の一部」「障害年金1級と2級の受給者」以上、障害者の方の医療費について、くわしいことのおたずねは、市民課給付係へどうぞ。

福祉事務所社会係、障害福祉年金と障害年金については、市民課年金係です。

## 医療費について

## 生活への補助と助成

### ○生活環境改善に補助

重度障害者の日常生活がより便利になるように、生活環境を改善する時、補助金が出ます。

対象者は、1級と2級の身体障害者手帳を受けた18歳以上の方で、その人の世帯が所得税非課税世帯であることが条件です。

対象となる改善事業は次のとおりです。

種目	内容	対象者	本人負担額	限度額
上り口	増築に必要工事費	肢体不自由者 視覚障害者	4	15万円
炊事場				
便所	"	肢体不自由者 視覚障害者 内部障害者	4	15万円
浴室				

○自動車運転免許取得に助成  
障害等級4級以上の障害者の方で、自動車運転免許を取ることにより、就労が見込まれるなど、社会活動への参加に効果があると認められる方。

助成額は、免許取得に直接要した費用の3分の2以内。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円が限度です。

この補助と助成についての申し込みは、福祉事務所社会係までどうぞ。

## いろいろな税の減免

### ○自動車税など

身体障害者が使用する自動車や身体障害者・精神障害者と生計を一つにする方が使用する自動車について、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。

ただし、障害者の方一人につき一台に限ります。

なお、障害者の区分や程度によって、いろいろの制約があります。くわしくは、軽自動車税(二輪や軽四)については税務課軽自動車税係まで、自動車税・自動車取得税については県税事務所までお問い合わせ下さい。

## 福祉医療費対象者

区分	受給条件
障害者	身体障害者手帳1級または2級所持児童
	重度精神薄弱児(おおむねIQ35以下)
児童	身体障害者手帳3級または4級と中度精神薄弱(おおむねIQ50以下)の重複障害児
	身体障害者手帳1級または2級所持者
障害者	身体障害者手帳1級または2級所持者
	重度精神薄弱者(おおむねIQ35以下)

また、県市民税では障害者本人の所得が80万円以下の場合、非課税です。

特別障害者控除は、身体障害1級と2級の方で、その他は普通の障害者控除です。

合わせて下さい。

### ○住民税など

個人の所得税や県市民税の計算の時、本人や扶養家族に障害者の方がいる場合、障害者控除として所得金額から控除されます。

所得税：障害者控除23万円

特別障害者控除31万円

県市民税：障害者控除21万円

特別障害者控除23万円

## 旅客運賃の割引

### ○国鉄

また、県市民税では障害者本人の所得が80万円以下の場合、非課税です。

特別障害者控除は、身体障害1級と2級の方で、その他は普通の障害者控除です。

第1種障害者(付添人とともに)に制限なく運賃、急行料金が5割引きになります。

第2種障害者(片道百1+以上乗車する場合に限り、本人のみ5割引きとなります)。

○バス・電車

四国内で運行されているバスについては、遠近を問わず5割引き。ただし、最低料金は割引きになりません。土電電車も5割引きです。

○航空機

対象者は、第1種障害者と第2種障害者の一部です。

航空会社は、日本航空、全日空、東亜国内航空、南西航空、日本近距離航空の5社の定期航空路線の国内線全区間です。割引率は25%です。

第1種・第2種障害者とは、旅

客運賃割引きについて、障害の種類と程度によって特別に定められた区分です。

## 10月15日——同和教育研究大会

### 研究主題

「差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」

日時と場所・10月15日(木)、午前8時30分から9時まで受付。各分科会に分かれ研究討議を行ったあと、市民体育館で全体会。

分科会会場・市民体育館=就学前教育○中央公民館=特別分科会(研究大会に初めて参加される方のために)○大篠公民館=高校○大篠小学校=健康教育、障害児教育、進路保障、小学校低学年、中学年、高学年、中学校、社会教育、行政、子ども会活動。

## 今年最後の胃検診必ずうけよう!

申込み・10月8日までに環境保健課保健係へ

検診料・1300円(同和地区700円)

定員・100名(定員で締切ります)

対象者・40歳以上で、ことし受診されていない方。(子供のほしい女性除く)

場所と日時・午前7時30分から10月16日(金)岡豊地区公民館  
10月17日(土)市役所

## 明治44年生まれの方 老人医療受給手続きはおすすめですか

明治44年10月生まれの方は、今月、老人医療受給対象者となりましたので、保険証と印かんを持って市民課給付係まで手続きにおいで下さい。

## 赤い羽根は 幸せへの願い

今年も10月1日から共同募金が始まります。昨年皆さんから寄せられた善意の募金は7,252,826円でした。このお金は、南国市へも配分金7,134,776円として次のように配分され、地域福祉のため役立っています。皆さんのあたたかい善意ほんとうにありがとうございました。

南国市社会福祉協議会	1,081,274円
各地区社会福祉協議会	4,134,660円
土佐希望の家	366,600円
土佐清風園	1,192,242円

なお、今年目標額は7,330,000円です。皆さんのご協力をお願いします。

小さな善意が、大きな力に……

## 消費生活と手話研修会 ~市連合婦人会~

とき・10月13日(火)、9時30分から3時まで。

ところ・市役所4階大会議室

内容・講演「省資源・省エネルギーについて」吉永秀夫高知新聞社論説委員長。講演「初歩的な手話について」。映画「手話教室」など。

一般の主婦のみなさんも多数ご参加下さい。

## 合同行政相談へ お気軽に……

とき・10月20日(火) 10時から3時まで

ところ・南国市社会福祉センター  
内容・役所の仕事への意見(苦情や要望)やいろいろな心配ごとなどを幅広くお聞きします。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽においで下さい。

☆10月の法律相談は、24日(土)

## 「全国防犯運動」

10月11日~10月20日まで。

## 年金相談所開設……

国民年金、厚生年金についての相談をお気軽に  
10月5日(月)、10:00~15:00/後免町公民館